

芸術の秋、読書の秋、スポーツの秋、食欲の秋…。皆さんはどの「秋」を堪能されますか？今回は芸術分野から雑学を1つ！『演奏時間が世界一長い曲』、さて一体どのくらいの長さでしょうか？現代音楽家ジョン・ケージ作曲の「オルガン2 / ASLSP」という楽曲があります。この曲はドイツ東部にあるハルバーシュタットのブキアルディ廃教会で、2001年にオルガン版の演奏が始まりましたが、演奏終了までに何と639年もの時間を要するそうです！今なお現在演奏され続けており、2640年に演奏終了です（ASLSP=As SLow aS Possible=できる限りゆっくりと）。最初の1年半は、何と無音パートでした…！
639年という年月は、同教会に初めてオルガンが設置された1361年から数えて、プロジェクトが開始された2001年までの時間をもとに設定されました。ジョン・ケージはすでに亡くなっていますが、彼の発想の斬新さこそが魅力のひとつといえます。

個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大

確定拠出年金法が改正され、平成29年1月1日より、「個人型確定拠出年金」の加入対象者が拡大されます。基本的にほぼすべての方が加入できるようになります。（国民年金保険料の免除を受けている方は原則加入できません。）「個人型確定拠出年金」の加入対象者は、今まで自営業者や企業年金のない会社のサラリーマン等に限られていましたが、平成29年1月1日から専業主婦や公務員、企業年金のある会社で企業型確定拠出年金が導入されていないサラリーマンも加入できるようになります。

確定拠出年金制度とは？

確定拠出年金制度は、毎月掛金を積み立てて、その資金を運用しながら老後に備える制度です。基礎年金、厚生年金保険などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。「確定型拠出年金」は、会社が掛金を負担する「企業型」と、個人が掛金を負担する「個人型」の2つがありますが、今回改正があったのは「個人型」です。



- 1 階部分：全国民共通の基礎年金
- 2 階部分：厚生年金保険（基礎年金に上乗せ）
- 3 階部分：確定給付企業年金、**確定拠出年金** …… 等（公的年金を補完）

個人型確定拠出年金のメリット

- ① 投資信託の分配金、定期預金の金利などの運用益が**非課税**。
- ② 毎月の掛け金（保険料）が**全額所得控除の対象**。※掛け金には拠出限度額があります。
- ③ 年金を受け取る際も、**税制優遇措置**があり、控除が受けられる。

- ★年金で受け取る場合（雑所得）
→ 公的年金等控除
- ★一時金で受け取る場合（退職所得）
→ 退職所得控除

個人型確定拠出年金のデメリット

- ① 「確定拠出年金」では、加入者自身が資産を運用し、運用リスクを負うので、**将来受け取れる年金額は、それぞれの運用次第・運用成績によって異なる**。
場合によっては、支払額より給付額が少なくなる可能性もある。
- ② 原則**60歳まで解約することができない**。
（60歳時点で加入期間が10年未満の場合は、加入期間が10年に達するまで受給できない。）
- ③ 口座管理手数料がかかる



加入の申し込み手続きは、各金融機関の窓口にて行うことができます。
必要書類は各受付金融機関に用意してあります。

～廃車時に車検の有効期限が残っていたら～

自動車重量税の還付が受けられます



廃車にした場合、車検の有効期限が残っていれば、自動車重量税の還付を受けることができます。

自動車重量税は、自動車の重量、区分に応じて課される税金です。自動車の適正なりサイクルを促進するために「自動車リサイクル法」という法律が施行され、これにあわせて自動車重量税還付制度が導入されました。自動車リサイクル法では、解体後に残るごみ等の引き取りやリサイクルを、メーカーや業者に義務付けていますが、その費用を実質的に負担しているのはユーザー（車両購入時に「リサイクル料金」として支払う）であるため、そのかわりに過払い分の重量税がある場合は還付しますよ、というしくみとなっています。還付を受けるためにはいくつか要件があります。

★永久抹消登録が前提

一時抹消や一時使用中止などでは還付は受けられません。

★自動車リサイクル法に基づき適正に廃棄処理されること

★還付申請をすること

引き取り業者から自動車解体された旨の連絡を受けた後、「永久抹消登録申請」、「解体届出」といった書類とともに運輸局に提出します。一括で提出することで、税務署に改めて申請する必要がなくなります。所轄税務署は還付申請書を運輸局から引き継ぎ、2ヶ月半ほどかけて審査後、ユーザーは還付を受けることができます。

★車検残存期間1ヶ月以上であること

残存期間に応じた還付を受けられますが、残余期間が1ヶ月未満の場合は還付を受けられません。



～ 国税庁：平成 30 年 9 月より ～

国内居住者の海外にある口座情報を 税務当局が把握します！



平成 29 年 1 月 1 日以後、銀行や証券会社等の金融機関で新たに口座開設等をする者は、居住地国にかかわらず、住所等を記載した届出書とその金融機関に提出することとされています。この情報を基に、国税庁は非居住者の口座情報をとりまとめ、各国の税務当局に対して自動的情報交換による情報提供を行います。また、日本の居住者の外国口座情報についても、同様に各国の税務当局から国税庁に情報提供がされることとなります。初回の情報交換は平成 30 年 9 月 30 日に行われますが、提供される内容には利子や配当の総収入金額等の情報も含まれます。

この改正で、国内居住者における海外資産の状況の把握が容易になるといえます。



＊海外に住む親族の扶養控除＊

平成 28 年分以降の確定申告から、国外に住んでいる親族分の扶養控除の適用を受けるには、「戸籍の附票」（移転履歴を記録した書類）の写しなどの親族関係書類と、海外送金が記録された送金関係書類を申告書に添付しなければなりません。国外居住親族分の配偶者控除、障害者控除も同様です。

送金関係書類は、国外居住親族への送金の事実がわかる金融機関の書類や、国外居住親族がクレジットカードで商品を購入したことがわかる書類などを指します。会社が年末調整をする際には、これらの資料を社員の方に用意してもらってください。外国語で作成されている書類は、翻訳したものを添付する必要があります。

今月のあなたの運勢



A 型	B 型	O 型	AB 型
心身の調和を保つことが必要な時期。自分のための時間を作ってみましょう。軽いストレッチで身体にも刺激を！	良いアイデアがポンポン浮かぶ時期。自分の感性に従って、想像力豊かに物事を進めてみましょう。	何事にも真面目に取り組む姿勢が、ツキを呼びます☆浮ついた行動は、思わぬトラブルを招くので注意が必要です。	人とのふれあいで得るものが多い時期。「フットワーク軽く」がキーワード。やりたいと感じたものにはすぐにトライしてみましょう☆



優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。